

西予市地域防災計画（原子力災害対策編）

# 西予市住民避難行動計画

平成25年9月

西 予 市



## 目 次

1	計画の基本的事項	
1 - 1	計画の目的	1
1 - 2	計画の位置付け	1
1 - 3	計画の性格（緊急事態の段階）	1
2	避難行動計画の基本方針等	
2 - 1	避難行動計画の基本方針	3
2 - 2	避難にあたっての基本的な考え方	3
2 - 3	緊急事態の段階	7
3	避難行動計画の対象範囲	
3 - 1	避難行動計画の対象とする地域	9
3 - 2	避難等の対応方針	11
4	避難に関する情報伝達	
4 - 1	住民等への情報伝達	13
4 - 2	伝達内容等	14
4 - 3	住民等からの問い合わせに対する対応	14
5	避難誘導及び住民の輸送	
5 - 1	一時集結所、広域避難所等	15
5 - 2	避難（輸送）経路	15
5 - 3	学校等施設からの輸送	15
5 - 4	避難誘導、確認	16
6	災害時要援護者に対する避難支援等	
6 - 1	在宅要援護者の避難	19
6 - 2	在宅要援護者の状況	19
6 - 3	外国人に対する避難支援	19
6 - 4	災害時要援護者施設の避難体制	20
7	避難住民の支援体制等	
7 - 1	避難経由所及び広域避難所の開設、運営等	21
7 - 2	避難者への情報提供	21
7 - 3	健康管理とメンタルヘルス対策	21

## 8 資料編

8 - 1	防災関係機関及び連絡窓口	2 2
8 - 2	市内医療機関（U P Z 圏内）	3 0
8 - 3	市内老人福祉施設（U P Z 圏内）	3 1
8 - 4	市内障害者施設（U P Z 圏内）	3 3
8 - 5	市内保育園（所）施設（U P Z 圏内）	3 4
8 - 6	市内幼稚園、小学校、中学校施設（U P Z 圏内）	3 5
8 - 7	避難時の輸送車両一覧	3 6
8 - 8	広報文例	3 7
8 - 9	避難対象者名簿（様式）	4 1
8 - 1 0	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	4 2

## 1 計画の基本的事項

### 1 - 1 計画の目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の事故は、これまでの原子力防災対策を根底から覆す大惨事を引き起こした。

この事故を受け、原子力安全委員会は、平成 23 年 11 月に防護対策を重点的に充実すべき地域を見直し、「予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)」、「緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)」を設定した。

さらに、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会は、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力防災指針」を見直し、「原子力災害対策指針」として取りまとめ、防護対象区域となる自治体では、この指針に基づき、緊急時等の対策が必要とされた。

西予市は、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)から 30 k m圏域 (U P Z) に市の人口、世帯数の約 7 割、面積の約 5 割が含まれている。

このことから、市は、伊方発電所において緊急事態等が発生した場合に備え、西予市地域防災計画(原子力災害対策編)を平成 25 年 3 月に定め、また、西予市住民避難行動計画(以下「本計画」という。)において、住民等の円滑な避難及び防護措置について必要な事項を定めるものである。

### 1 - 2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、本市の原子力災害対策の基本となる「西予市地域防災計画(原子力災害対策編)」の下部計画に位置付ける。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)、愛媛県広域避難計画、西予市地域防災計画(原子力災害対策編)と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

### 1 - 3 計画の性格(緊急事態の段階)

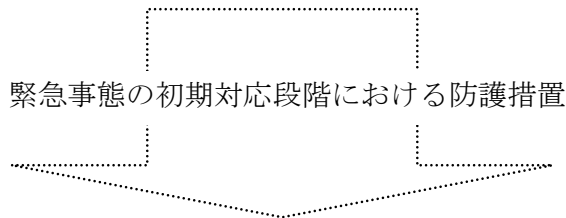
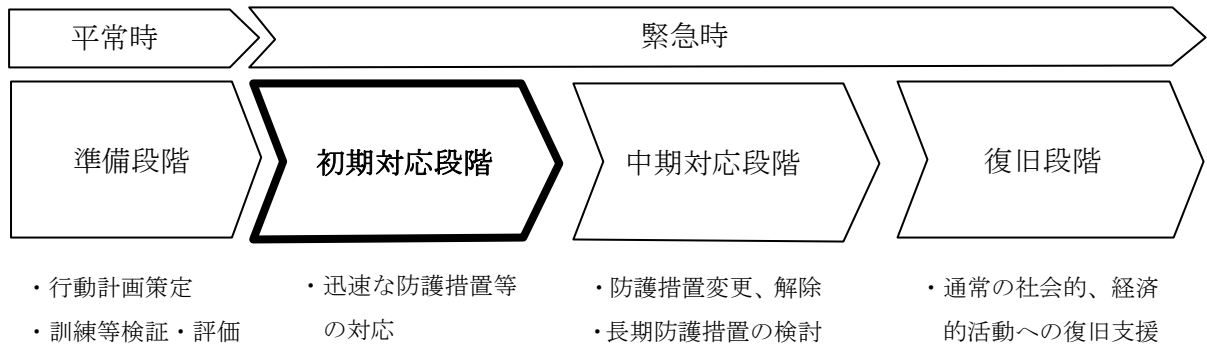
原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、準備段階では、緊急時を想定した行動計画の策定、訓練等での検証、評価、改善。初期対応段階では、限られた情報の中で原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防護措置等の対応を行うことである。中期対応段階では、放射線状況に基づく初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行うこと。復旧段階では、被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行うことである。

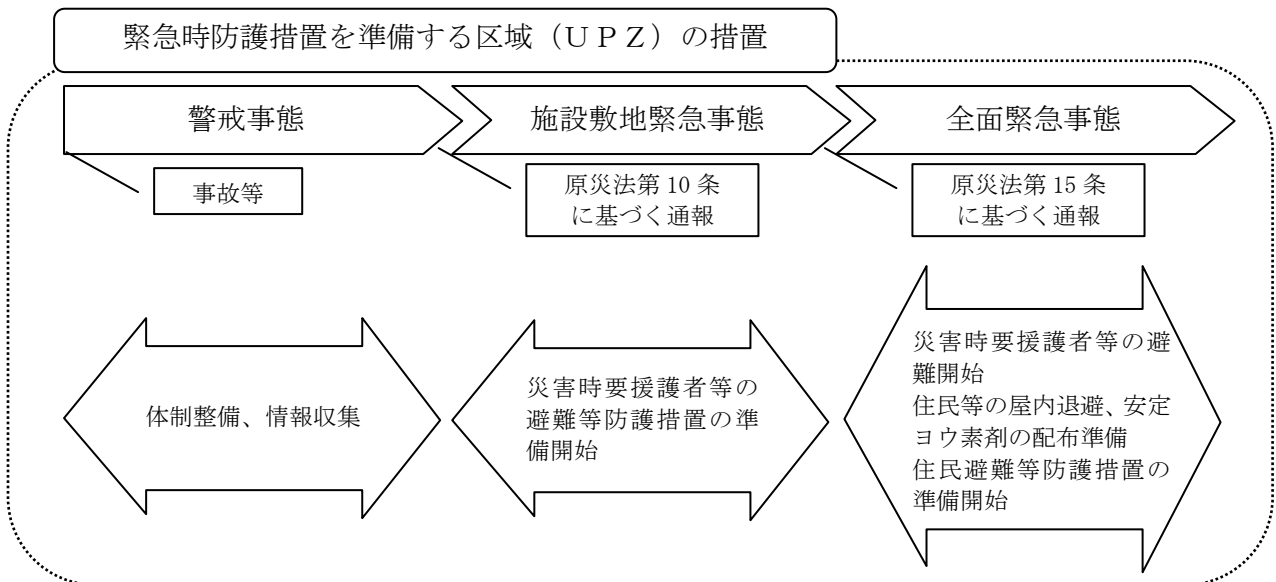
特に、初期対応段階においては、住民等へ放射線等の影響発生を回避するため、施設の状態に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急時防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置及び緊急時防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、伊方発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

### 緊急事態の段階



### 緊急事態区分及び避難等防護措置の概要



## 2 避難行動計画の基本方針等

### 2 - 1 避難行動計画の基本方針

- 住民や関係機関等への情報伝達が確実にできる体制を整えるとともに、避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ明示する。
- 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的に避難指示がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 事故発生から避難完了までの緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の各区分、運用上の介入レベル（OIL）の基準の各段階における住民等の対応方法を示す。
- 避難により時間を必要とする災害時要援護者の安全かつ迅速な避難を図る。
- 県が定める広域避難計画との整合性を図る。

### 2 - 2 避難にあたっての基本的な考え方

#### (1) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）への避難指示等について

##### ① 警戒事態段階（以下「Aレベル」という。）

- ・ 災害時要援護者等に対し、避難準備を連絡する。
- ・ 保育園（所）、幼稚園、小・中学校、高等学校に帰宅準備を連絡する。

##### (住民等の留意事項)

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 災害時要援護者及び関係者は、避難手段の確保等の準備を行う。
- 市外からの就労・就学者及び観光客等一時滞在者（以下「観光客等」という。）は、直ちに市外へ退去する。

##### ② 施設敷地緊急事態段階（以下「Bレベル」という。）

- ・ 保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校の児童、生徒等は、所定の方法により迅速に帰宅させる。（保護者の迎え又はスクールバス等）
- ・ 住民に対し、屋内退避、避難指示に備え、帰宅を促す。

##### ③ 全面緊急事態段階（以下「Cレベル」という。）

- ・ 屋内退避を指示する。
- ・ 災害時要援護者等は、避難を開始する。
- ・ 安定ヨウ素剤を配布準備する。

##### (住民等の留意事項)

- 住民は帰宅をして屋内退避する。
- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 退避建物はすべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 正確な情報収集に努める。
- 観光客等は、直ちに市外退去する。

④ 運用上の介入レベル（O I L）に基づき、対象地域に避難を指示する。

（以下避難指示後の対応）

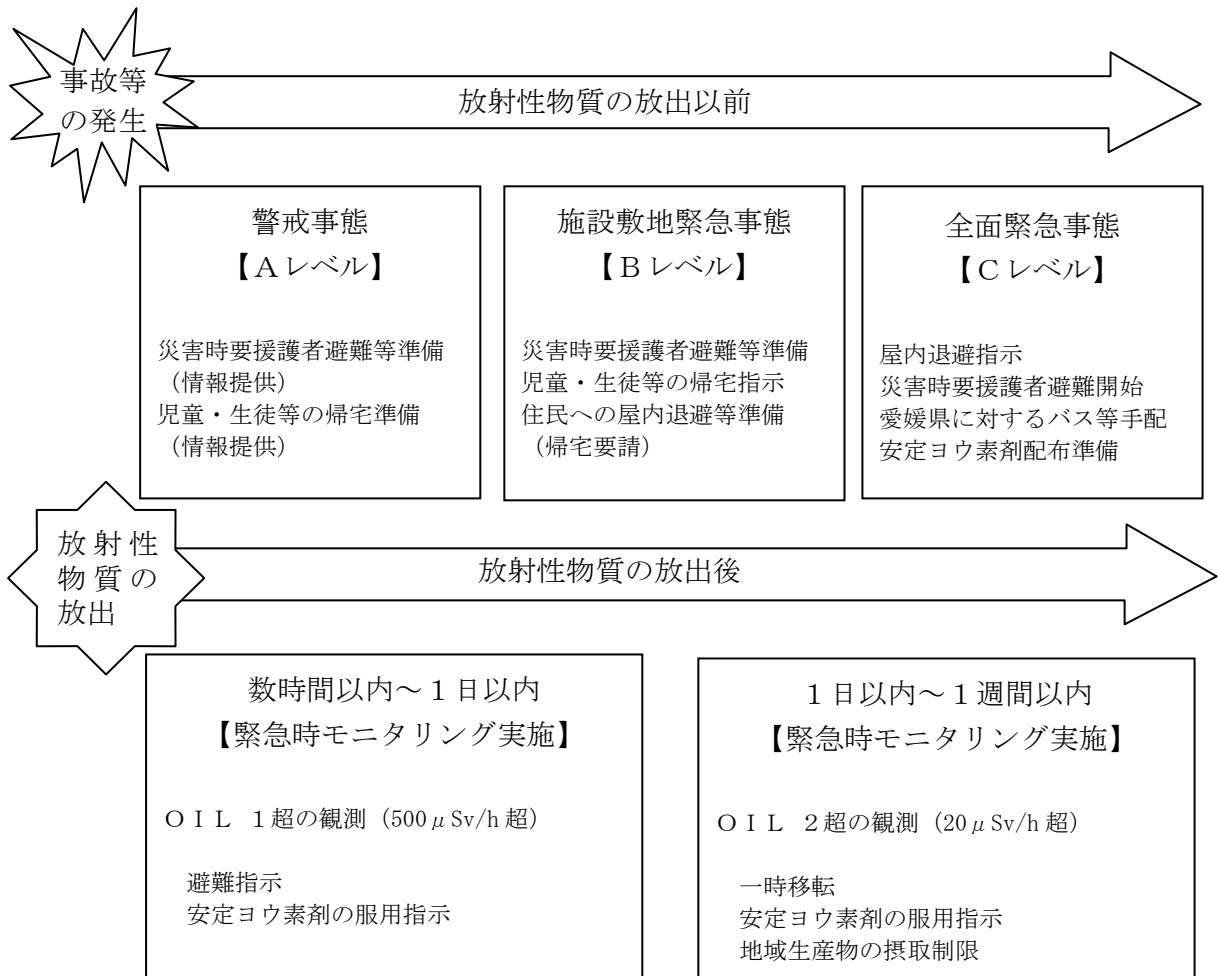
- ・避難時に安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、配布時の注意事項（資料）を確認し服用する。

自力で避難可能な住民は、  
 自主防災組織単位で定める一時集結所に「住民避難カード」を提出し、自家用車等により避難を行う。（渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。）

自力で避難できない住民は、  
 市が手配する車両（市バス、公用車等）により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

※ 愛媛県に対する一時集結所へのバス等の手配は、Cレベルにおいて取りまとめ、O I Lに基づく避難基準に達した場合、即避難できるよう調整する。

### 避難等防護措置実施フロー





(2) 屋内退避、避難等に関する指標

伊方発電所の全面緊急事態における避難等の指示（UPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル（OIL）の値を超えた場合実施される。

防護措置実施の判断基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
緊急防護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			$\beta$ 線：13,000cpm ※1ヶ月後の値 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間以内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

避難等防護措置

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に取りべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

○避難 … 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

○一時移転 … 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に取ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

### (3) 安定ヨウ素剤の取扱い

安定ヨウ素剤の取扱いについては、平成25年7月19日付原子力規制庁原子力防災課「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」に示されている。今後、改正が予定されている「愛媛県緊急被ばく医療活動実施要領」等の整合性を図りながら、市の方針を最終的に決定する予定ではあるが、現時点における安定ヨウ素剤の取扱いは下記のとおりとする。

#### ① 服用対象者

避難指示区域に在住する市民（一時滞在者を含む）すべてを対象とするが、服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素剤に対し、過敏症の既往歴のある者）や自らの意思で服用しない者には服用させない。

※3歳未満の乳幼児については、薬剤師等が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用する。

#### ② 配布方法

一時集結所において、原則、避難者カードと引き換えに医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布する。また、市は可能な限り、一時集結所に安定ヨウ素剤を備蓄しておくものとする。

配布に関する手順は、以下のとおりとする。

- ・市は、防災行政無線等による住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。
- ・住民は、避難者カードを持参し、住所地の一時集結所へ集合する。
- ・避難カードと引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を受け取る。
- ・職場から一時集結所へ直接集合する場合等、避難カードを持参していない場合は、予備の避難カードに必要事項を記入し、安定ヨウ素剤を受け取る。
- ・原則として、安定ヨウ素剤の配布場所は一時集結所とするが、配布する時点で一時集結所以外の公共施設に集合している住民の状況（高齢者が多数集まっている場合等）に応じて、安定ヨウ素剤を当該公共施設に運搬し配布することとする。
- ・一時集結所までの移動が困難な住民については、市が自主防災組織や消防団の協力を得て、自宅へ直接配布することとする。

#### ③ 服用回数

原則、1回とする。

#### ④ 服用量

下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) ※ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3	—
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	—
3歳以上13歳未満	—	—	1丸
13歳以上	—	—	2丸

⑤ 服用の時期

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部、地方公共団体が服用の指示を出すこととなる。

安定ヨウ素剤の投与時期と効果

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後 8 時間以内	40%以上の抑制効果

※安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる事それ自体を防ぐことはできない。

2 - 3 緊急事態の段階

伊方発電所の事故等の情報を国、愛媛県、四国電力株式会社等から、迅速かつ正確に収集、整理し、必要に応じた段階的な対策の体制を図り、住民に混乱が生じないように配慮する。

緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の概要

レベル	避難体制等	実施主体
A	事故等 「警戒事態」 市災害警戒本部の設置 愛媛県との対策協議 情報収集 住民広報の実施 伊方発電所への立入調査の同行 緊急時モニタリングの準備	愛媛県 市災害警戒本部
↓		
B	原災法第10条に基づく通報 「施設敷地緊急事態」 市災害対策本部の設置 国、愛媛県との対策協議 情報収集 緊急時モニタリングの実施 住民広報の実施	国 愛媛県 市災害対策本部
↓		
C	原災法第15条に基づく通報 「全面緊急事態」 原子力緊急事態宣言発令 緊急時モニタリングの実施 U P Z 区域の屋内退避指示 住民広報の実施	国 愛媛県 市災害対策本部

緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①県において震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、災害時要援護者等の避難等防護措置の準備を開始する。
		②本県において大津波警報が発令された場合	
		③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障	
		④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
	施設敷地緊急事態	①原子炉冷却材の漏えい	PAZ内の住民等の避難準備及び災害時要援護者等の避難等防護措置を開始する。
		②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
		③蒸気発生器への全ての給水機能の喪失	
		④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留除去機能喪失	
		⑤交流電源喪失（5分以上継続）	
		⑥非常用直流母線が1となった場合の直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続	
		⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
		⑧原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑨原子炉制御室の使用不能	
全面緊急事態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線率に基づく防護措置を実施する。	
	②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失		
	③原子炉の非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能		
	④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達		
	⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失		
	⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失		
	⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続		
	⑧炉心溶融を示す放射線量又は温度の検知		
	⑨原子炉容器内の照射済みの燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知		
	⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続		
⑪原子炉制御室等の使用不能			
⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下			
⑬敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続			

### 3 避難行動計画の対象範囲

#### 3 - 1 避難行動計画の対象とする地域

西予市内における伊方発電所から 30 k m 圏内の地域は次のとおりである。

伊方発電所で発生した事故等、有事の際には、国、愛媛県等からの指示、若しくは自らの判断により、災害対策基本法及び原災法に基づき、市長は、避難指示を発令する。

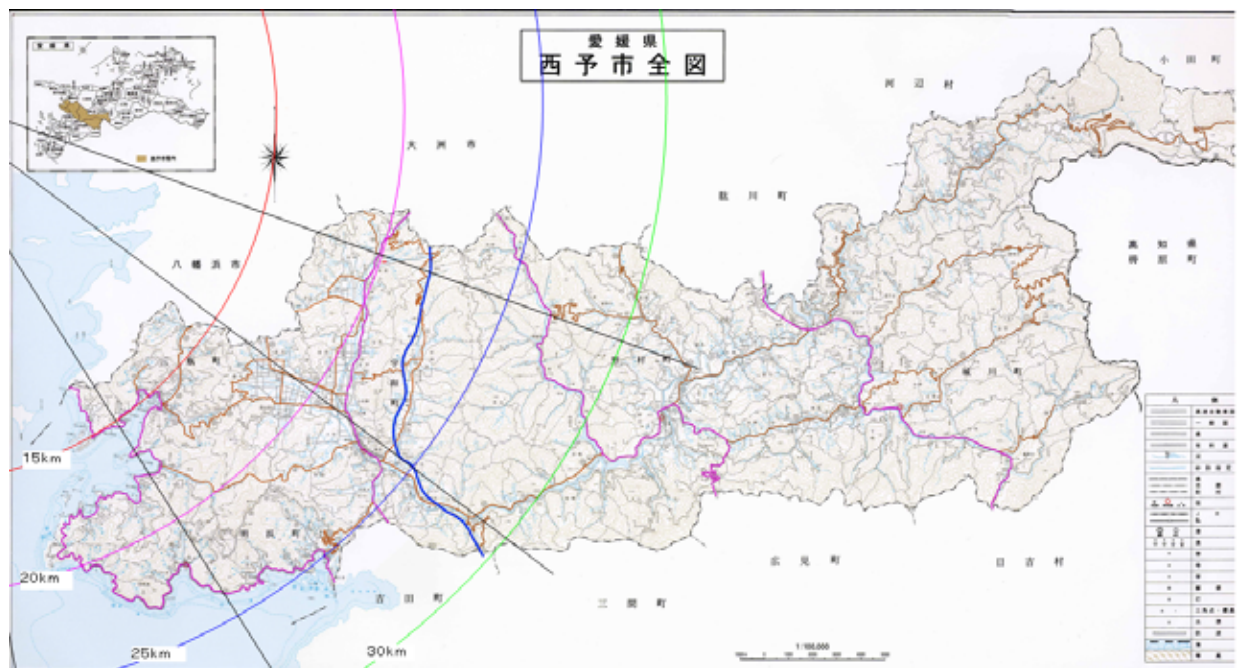
#### 避難行動計画の対象とする地域

距離	対象地域（行政区）		人口
10～15km	三瓶町	周木・垣生・鳴山	1,501 人
	計		1,501 人
15～20km	宇和町	河内・伊延東・伊延西・岡山 田苗 小原・岩木・郷内・西山田	2,446 人
	三瓶町	長早・二及・1 区・2 区・3 区・4 区・5 区（安土）・6 区 （有網代）・7 区・8 区・和泉・有太刀・蔵貫浦・蔵貫・皆 江・下泊	6,268 人
	計		8,714 人
20～25km	明浜町	俵津 1 区・俵津 2 区・俵津 3 区・俵津 4 区・俵津 5 区・俵津 6 区・俵津 7 区・俵津 8 区・俵津 9 区 渡江・門之脇・あけはま荘・はまゆう・大狩浜・浜組・上組・ 南組 高山 1 区・高山 2 区・高山 3 区・高山 4 区・高山 5 区・高山 6 区・宮野浦 1 区・宮野浦 2 区・宮野浦 3 区 田之浜 1 区・田之浜 2 区・田之浜 3 区・田之浜 4 区	3,790 人
	宇和町	久保・信里・東多田・瀬戸 真土・加茂・大江・杵所・清沢上・清沢下・坂戸 山田・仁土 卯之町 1 区・卯之町 2 区・卯之町 3 区・卯之町 4 区・卯之町 5 区・卯之町 6 区・卯之町 7 区・松葉学園・卯之町 8 区・卯 之町 9 区・卯之町 10 区・卯之町 11 区・卯之町 12 区・卯之 町 13 区・卯之町 14 区甲・卯之町 14 区乙・卯之町 15 区・卯 之町 16 区・鬼窪 1 区・鬼窪 2 区・鬼窪 3 区・鬼窪 4 区・鬼 窪 5 区・鬼窪 6 区・鬼窪 7 区・鬼窪 8 区・鬼窪 9 区・郷団地・ 特別老人ホーム・伊賀上 1 区・伊賀上 2 区・伊賀上 3 区・伊 賀上 4 区・伊賀上 5 区・伊賀上 6 区・伊賀上 7 区・神領・久 枝 1 区・久枝 2 区・久枝 3 区・野田・小野田・希望の森・永 長・れんげ団地・上松葉・下松葉・松葉団地・若宮団地・ひ まわり団地・みどり団地・明石・新城・常定寺・窪・平野・ 伊崎・田野中・さくら団地	13,294 人
	計		17,084 人

距離	対象地域 (行政区)		人口
25～30km	宇和町	稲生上・稲生下・皆田日之地・皆田岡組・皆田下組・下川上組・下川中組・下川下組 明間上成・明間岡山・明間昭和・明間中組	1,626人
	野村町	白髭奥組・白髭中間・白髭中組・白髭白岩・松溪上組・松溪上中・松溪下中・松溪下組・鳥鹿野上・鳥鹿野中・鳥鹿野下・長谷・旭上組・旭下組・陰の地・日の地・古谷・四郎谷中・四郎谷上 舟坂・杉山・榎・成城・柿木	1,221人
	計		2,847人
対象地域 合計 30,146人			

(平成25年1月31日現在)

### 西予市が指示する避難区域図



### 3 - 2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2 - 3 緊急事態の段階」のとおり、伊方発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、愛媛県等と協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

市は、原子力緊急事態において設置される現地災害対策本部並びに愛媛県オフサイトセンターにあらかじめ指名した職員を配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。なお、伊方発電所の事故を想定した避難等の区域については、伊方発電所からの距離、方位等に応じて、概ね5kmごとに分けた下表「西予市における対象地域及び避難先等」を基本とし、自主防災組織を単位として行動するものとする。

西予市における対象地域及び避難先等

番号	距離	自主防災組織名	一時集結所	世帯数	人口	うち災害時 要援護者数	避難先 (自治体)			
1	10 km	周木地区自主防災会	三瓶中学校	306	639	44	西予市内			
2	～	垣生自主防災会		403	845	37				
3	15 km	嶋山（未結成）		11	17	0				
4	15 km ～ 20 km	一区自主防災会	三瓶中学校	280	639	26	西予市内			
5		二区自主防災会		220	468	17				
6		三区自主防災会		178	356	15				
7		四区自主防災会		438	1,026	37				
8		安土自主防災会		226	454	12				
9		有網代自主防災会		71	161	2				
10		七区自主防災会		129	267	4				
11		八区自主防災会		170	409	11				
12		和泉自主防災会		43	106	6				
13		～		有太刀自主防災会	59	116		13		
14		20 km		蔵貫浦自主防災会	174	325		16		
15		蔵貫自主防災会		148	302	19				
16		皆江自主防災会		221	420	36				
17		下泊自主防災会		170	355	21				
18		二及自主防災会		309	629	27				
19		長早自主防災会		113	235	15				
20				多田地区自主防災会	多田小学校	(368)		(842)	(74)	東温市
21				中川地区自主防災会	中川小学校	(57)		(114)	(4)	東温市
22				石城地区自主防災会	石城小学校	(646)		(1,490)	(90)	東温市
23	20 km ～ 25 km	俵津自主防災クラブ	明浜中学校	527	1,267	94	東温市			
24		狩江自主防災クラブ		453	987	65				
25		高山自主防災クラブ		366	741	108				
26		宮野浦自主防災クラブ		174	372	41				
27		田之浜自主防災クラブ		183	423	31				

番号	距離	自主防災組織名	一時集結所	世帯数	人口	うち災害時 要援護者数	避難先	
28	20 k m ～ 25 k m	多田地区自主防災会	多田小学校	(375)	(785)	(40)	東温市	
29		中川地区自主防災会	中川小学校	(774)	(1,831)	(33)	東温市	
30		石城地区自主防災会	石城小学校	(183)	(405)	(20)	東温市	
31		卯之町地区自主防災会	宇和中学校	762	1,561	110	砥部町	
32		卯之町一区自主防災会		143	305	22		
33		鬼窪地区自主防災会		413	903	62		
34		鬼窪9区自主防災会		125	266	23		
35		ひまわり団地自主防災会		132	413	0		
36		松葉団地防災組合		79	186	0		
37		下松葉自主防災会		517	1,275	26		
38		若宮団地自主防災会		80	184	13		
39		上松葉自主防災会		259	661	14		
40		永長地区自主防災会		114	277	14		
41		れんげ地区自主防災会		223	527	24		
42		久枝1区自主防災会		191	413	22		
43		久枝2区自主防災会		165	267	3		
44		久枝3区自主防災会		105	236	1		
45		神領地区自主防災会		68	127	0		
46		野田自主防災会		63	142	13		
47		小野田地区自主防災会		79	176	4		
48		伊賀上自主防災クラブ	234	548	35			
49		みどり団地（未結成）	101	283	6			
50		田之筋地区自主防災会	田之筋小学校	623	1,478	47	久万高原町	
51		さくら団地（未結成）		15	45	0		
52		25 k m ～ 30 k m	下宇和自主防災会	皆田小学校	497	1,223	36	久万高原町
53			明間地区自主防災連合会	明間小学校	(188)	(403)	(28)	西予市内
54			湊筋自主防災クラブ	湊筋小学校	(396)	(989)	(42)	西予市内
55			中筋自主防災クラブ	中筋小学校	(90)	(232)	(25)	西予市内

※（ ）自主防災組織のうち、対象地域のみ記入。

（平成25年1月31日現在）



## 4 避難に関する情報伝達

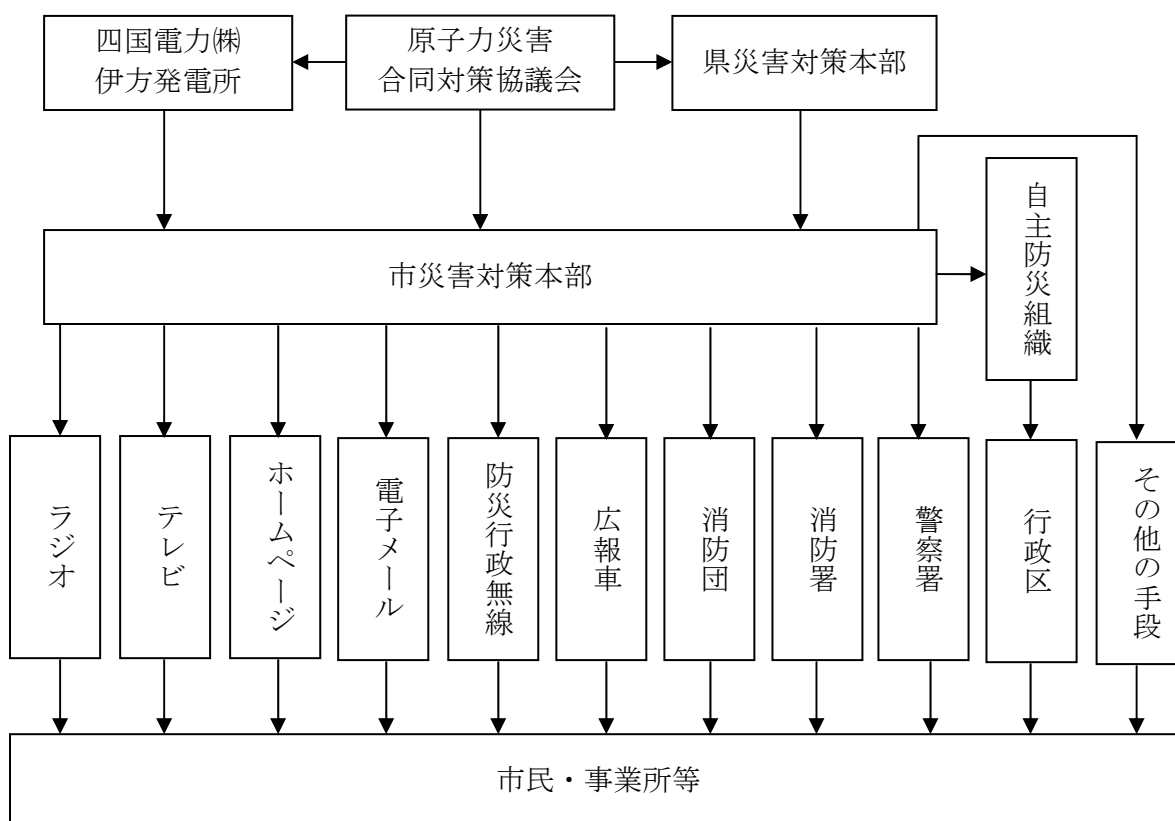
### 4 - 1 住民等への情報伝達

市防災行政無線（同報系・移動系）により、対象地域の住民、事業所、観光客等に対して速やかな帰宅又は避難を指示する。

また、市防災行政無線のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

（広報例文は、資料編に掲載する）

#### 避難に関する情報伝達フロー



## 4 - 2 伝達内容等

### (1) 広報の時機

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を要請する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

### (2) 広報の内容

市は、次の事項について広報を実施するものとする。

- 事故や災害の状況に関すること
- 市及び関係機関の対応状況に関すること
- 住民避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
- その他（注意事項等）

## 4 - 3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、愛媛県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制に努める。なお、専用電話を備えた窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により周知する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

## 5 避難誘導及び住民の輸送

### 5 - 1 一時集結所、広域避難所等

自力で避難可能な住民は、自家用車等による避難を優先する。(渋滞を避けるため、隣近所で乗合わせるなどの方法で避難する。)

自力で避難できない住民は、市が手配する車両(市バス、公用車等)により、自主防災組織単位で定める一時集結所に搬送し、一時集結所からバス等により避難を行う。

なお、一時集結所及び避難先は「3-2【西予市における対象地域及び避難先等】」とし、広域避難所及び避難経路は原則として、下記のとおりとする。

また、「西予市内の30km圏外(野村町・城川町)」、「東温市」、「砥部町」、「久万高原町」に避難できない場合は、「西条市」へ避難する。

避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。

#### 避難先別避難経路所及び広域避難所

避難先	避難経路所	広域避難所
西予市内(野村町・城川町)	乙亥の里	指示する避難所へ移動
東温市	東温市総合公園	指示する避難所へ移動
砥部町	砥部町陶街道ゆとり公園	指示する避難所へ移動
久万高原町	久万公園グラウンド	指示する避難所へ移動

### 5 - 2 避難(輸送)経路

各地区からの一時集結場所、幹線道路までの経路は指定しない。

一時集結所、幹線道路から避難経路所、広域避難所へは、愛媛県広域避難計画に基づいた下記の経路とする。

【西予市】避難ルート①：国道56号+国道33号

②：高速道路+国道33号

③：主要地方道宇和野村線+国道197号+国道33号

その他必要に応じた避難ルート

### 5 - 3 学校等施設からの輸送

児童・生徒等の在校園中に原子力災害が発生した場合、学校等の施設管理者は、市から避難準備指示(施設敷地緊急事態段階：Bレベル)が出た段階で、児童・生徒等を保護者に引き渡すこととする。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう地域性を反映したマニュアルを策定し、保護者との間で原子力災害発生時における児童・生徒等の引き渡しに関するルールを定めておくものとする。

避難指示が出た段階で、保護者との連絡が取れない児童・生徒等は、施設から教職員等と一緒に避難し、避難経由所で保護者に引き渡すものとする。

#### 5 - 4 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次の要領によるものとし、可能な範囲で実施するものとする。

##### (1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で西予警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、西予市消防本部に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

##### (2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に市職員を配置し、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バスの乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。

自主避難が困難な住民は、各地区にバス等を配車して一時集結所へ移動し、その後、愛媛県が手配するバス等により広域避難所へと避難する。

また、消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

##### (3) 自家用車での避難についての対応

市は、平常時から自主防災組織等の避難方法と一時集結所、避難経由所、広域避難所（市内及び東温市・砥部町・久万高原町）の周知徹底を図る。

避難指示が発令され、自家用車で直接、避難経由所又は広域避難所等へ移動や避難を行う住民は、隣近所で乗合せるなどの方法で、自家用車等での迅速な円滑な移動、避難を行う。

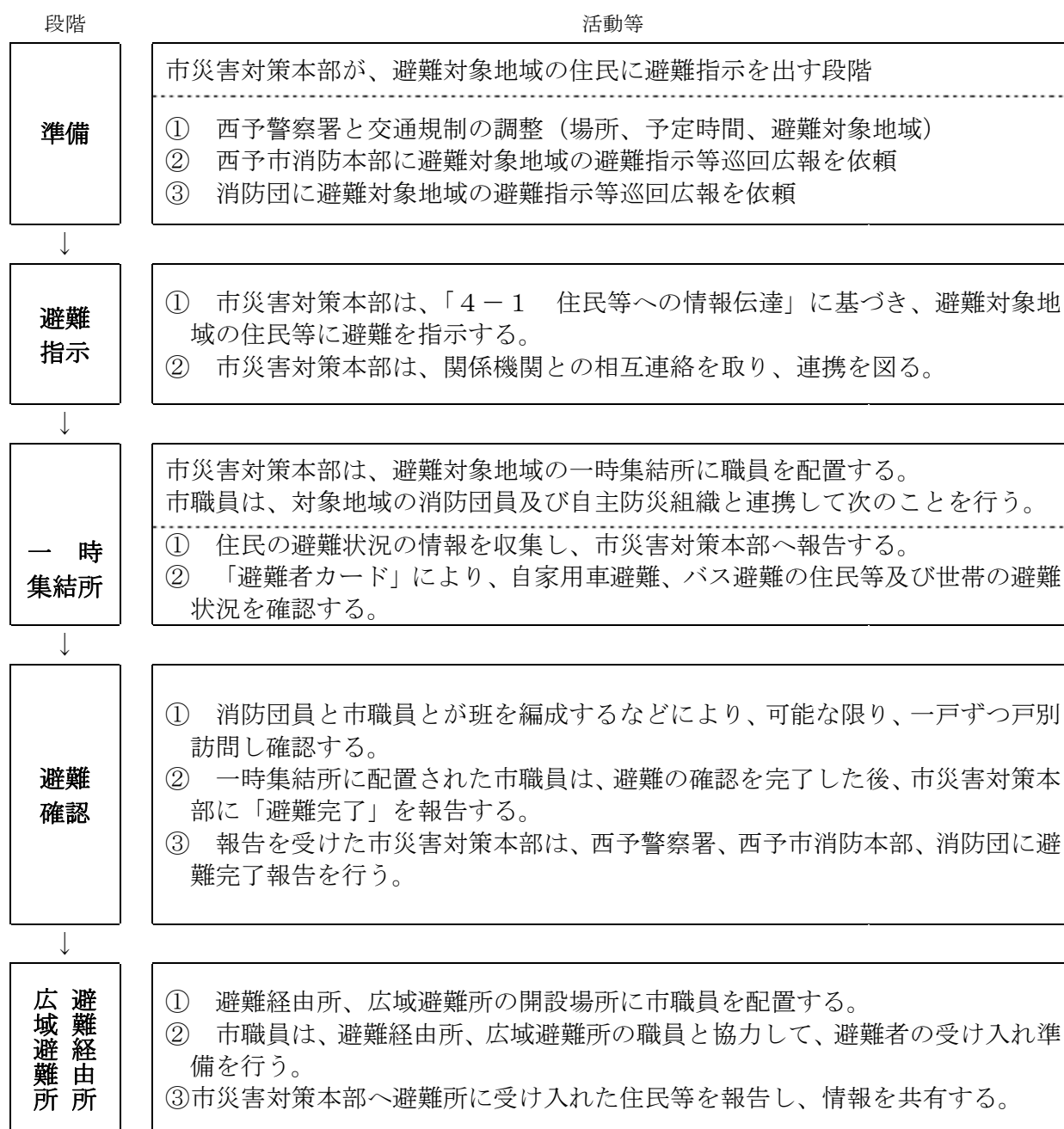
##### (4) 避難対象地域の避難完了の確認方法

消防団員及び市職員が可能な限り戸別訪問を実施し、確認する。

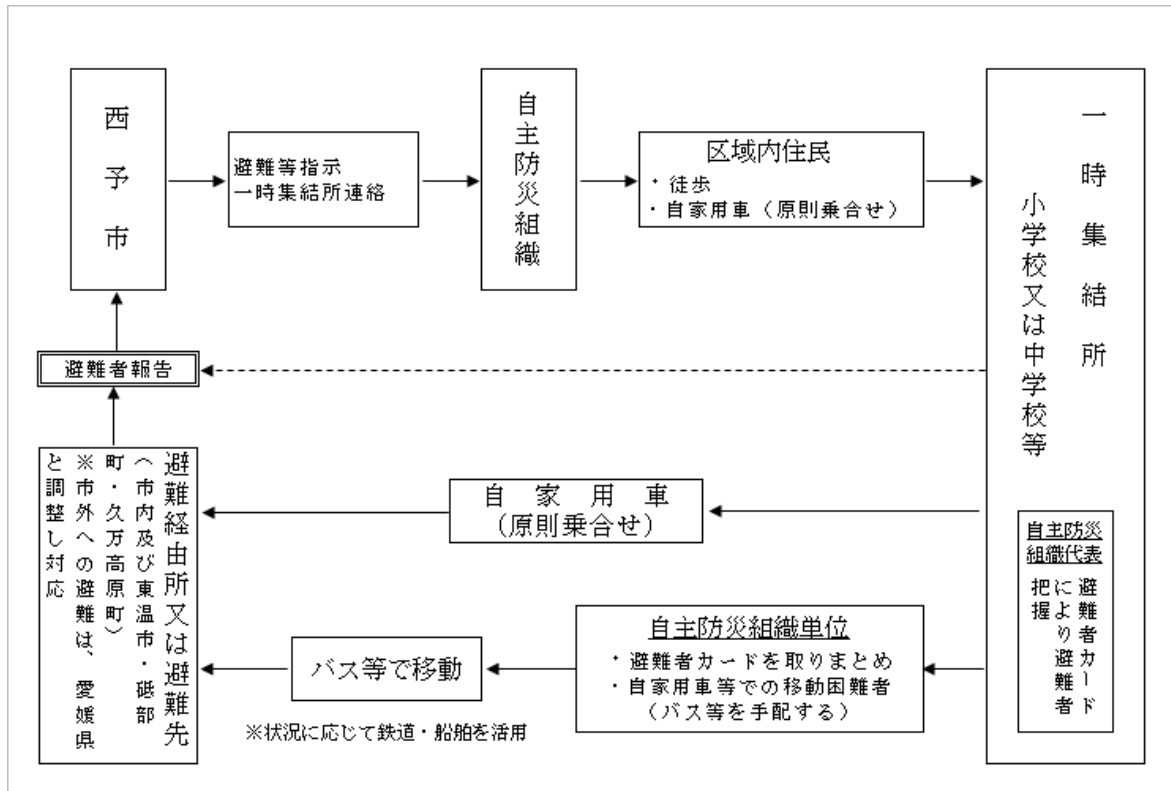
##### (5) 避難完了報告

市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

## 避難の誘導、確認フロー



## 避難手順（例）



## 避難者カード

### 西予市 避難者カード

避難等指示区域				市指定避難先					
自主防災組織名				行政区名					
住所	西予市	町	(市外)	県	市	町			
＜ 家族の避難状況 ＞									
世帯主 該当者に○	氏名	年齢	性別		連絡先 携帯電話等	職業等 勤務先・学校名を記入	避難先		知人宅等へ避難した場合の連絡先 住所・電話番号等
			該当に○				市指定施設	知人宅等	
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
			男	女					
連絡事項									

- 1 本様式は、原子力災害時に避難する場合に使用する。
- 2 記入できる部分は、あらかじめ記入しておく。
- 3 本様式は、今後、関係機関と協議・調整に上決定する。

## 6 災害時要援護者に対する避難支援等

### 6 - 1 在宅要援護者の避難

#### (1) 情報共有機関及び避難協力機関

市は、在宅要援護者の避難の誘導、確認等において下記の機関と連携し、迅速な避難完了を図るものとする。

- 西予市消防本部
- 西予市消防団
- 西予警察署
- 西予市社会福祉協議会
- 西予市民生児童委員協議会
- 各地区自主防災組織

#### (2) 在宅要援護者の避難支援体制

「西予市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要援護者の避難を支援する。

特に、在宅の要援護者の避難誘導は、その時の状況や要援護者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部が避難指示を出す段階で、県、関係機関と協議しながら輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要援護者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

### 6 - 2 在宅要援護者の状況

災害時要援護者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、市災害対策本部は要援護者のニーズに合わせて、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要援護者の避難生活を支援する。

なお、在宅要援護者の対象地域別の状況は、「3 - 2【西予市における対象地域及び避難先等】」のとおりである。

### 6 - 3 外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、やさしい日本語や外国語、身振り、手振りによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。

## 6 - 4 災害時要援護者施設の避難体制

### (1) 災害時要援護者施設の状況

市内の災害時要援護者施設は、資料編に掲載のとおりである。

避難先（東温市・砥部町・久万高原町）の施設については、避難先自治体に協力を求め、市内施設に対し、できる限り情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が取れる体制を整え、受入態勢の円滑化を図る。

### (2) 災害時要援護者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先（東温市・砥部町・久万高原町）については、愛媛県広域避難計画の第5章災害時要援護者の避難体制を基本とする。

#### **愛媛県広域避難計画 第5章 災害時要援護者の避難体制（抜粋）**

避難生活で特段の配慮が必要な災害時要援護者の避難については、社会福祉施設入所者は社会福祉施設へ緊急入所を行い、在宅要援護者は福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとし、その他の災害時要援護者は一般の避難所への避難を優先するものとする。ただし、福祉避難所又は施設及び病院等の受入先を確保し移送手段が用意できた場合は、直接避難を行うものとする。

なお、災害時要援護者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行うものとする。

避難の開始時期は、搬送手段及び避難先の準備が十分整った段階とし、放射性物質の放出の恐れ等がある場合は、状況に応じ、屋内退避を組み合わせるものとする。



## 7 避難住民の支援体制等

### 7 - 1 避難経由所及び広域避難所の開設・運営等

住民避難に際しては、避難経由所及び広域避難所に市職員を配置する。市職員は、避難住民と受入自治体（東温市・砥部町・久万高原町）との調整機能を担い、住民の不安を解消するため、広域避難所に住民相談窓口を設置する。

また、避難所の運営は、住民相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制に移行する。

なお、避難が長期化すると見込まれる場合、賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。

### 7 - 2 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

### 7 - 3 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な不安が重なり、避難住民の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で担当職員が避難住民の生活状況を確認しながら、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、医師の診察が必要な避難住民については、医師会の協力を得て、避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難住民の受診体制を整えるものとする。

また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難住民の健康管理やメンタルヘルスケアを行う。

## 8 資料編

### 8 - 1 防災関係機関及び連絡窓口

#### (1) 指定行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8969
中央防災会議	政策統括官付参事官 防災総括担当	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3593-3311	100-8969
国土交通省	河川局防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-5253-8111	100-8918
消防庁	防災課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-7525	100-8927
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-3581-0141	100-8974
防衛省	運用局運営課	〃 新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	162-8801
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	〃 千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959
環境省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3581-3351	100-8975
法務省	大臣官房秘書課	〃 〃 霞が関 1-1-1	03-3580-4111	100-8977
財務省	大臣官房審議官室	〃 〃 霞が関 3-1-1	03-3581-4111	100-8940
文化庁	官房総務課	〃 〃 霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-5253-1111	100-8916
農林水産省	経営局経営政策課	〃 〃 霞が関 1-2-1	03-3502-8111	100-8950
経済産業省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8901
中小企業庁	長官官房参事官室	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8912
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-3591-6361	100-8918

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
気象庁	総務部企画課	〃 〃 大手町 1-3-4	03-3212-8341	100-8122
総務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8926
外務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-2-1	03-3580-3311	100-8919
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8931
金融庁	総務企画局総務課	〃 〃 霞が関 3-2-1	03-3506-6000	100-8967
原子力規制委員会 原子力規制庁	原子力防災課	〃 港区六本木 1-9-9	03-5114-2121	106-8450
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷 1 番	0298-64-1111	305-0811
消費者庁		東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800	100-6178

(2) 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	香川県高松市中野町 19-7	087-833-2111	760-0008
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市宮田町 8-5	089-936-5011	790-8795
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185	790-0808
四国厚生支局	総務課	香川県高松市サンポート 3-33	087-851-9565	760-0019
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200	790-8538
中国四国農政局	生産経営流通部 農産課	岡山県岡山市下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
四国森林管理局	企画調整室	高知県高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160	780-8528
四国経済産業局	総務企画部 総務課	香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島県広島市中区上八丁堀 6-3	082-224-5753	730-0012

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8581	760-8512
四国地方整備局	企画部 企画課	香川県高松市サンポート 3-33	087-851-8061	760-8554
四国地方整備局	松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-0056
四国地方整備局	松山港湾・空港整備事 務所	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161	791-8058
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町 1070	089-956-9958	791-1113
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319	791-8054
大阪管区气象台 松山地方气象台	防災業務課	松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873
第六管区 海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通 2426-5	089-951-1196	791-8058
中国四国防衛局	総務部 総務課	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8284	730-0012

(3) 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地 第14特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

(4) 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
日本郵便株式会社 四国支社	総務部	松山市宮田町 8-5	089-936-5215	790-8797
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	790-0003
日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市一番町 4-4-2 (愛媛県庁内)	089-921-2111 (内線5327)	790-8570
日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
西日本高速道路株式会社	四国支社管理事業部 保全グループ	香川県高松市朝日町 4-1-3	087-823-2111	760-0065
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町字西山谷尻 4235-1	0883-72-2050	778-0040
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理 センター計画課	今治市山路 751-2	0898-23-7250	794-0072
電源開発 株式会社	西日本支店 高松事務所	香川県高松市番町 1-1-5 ニッセイ高松ビル 6F	0878-22-0821	760-0017
四国旅客鉄道 株式会社	工務部 工事課	香川県高松市浜ノ町 8-33	0878-25-1642	760-8580
日本貨物鉄道 株式会社	松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	790-0003
西日本電信電話 株式会社	愛媛支店 設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001
日本通運 株式会社	松山支店総務課	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067
四国電力 株式会社	松山支店総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9707	790-8540
株式会社エヌ・テ ィ・ティ・ドコモ	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	香川県高松市天神前 9-1	087-832-2143	760-0018
KDDI 株式会社	四国総支社	香川県高松市番町 1-6-8 高松興銀ビル 5F	087-823-6777	760-0017

## (5) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
南海放送 株式会社	総務局総務部	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510
伊予鉄道 株式会社	総務部庶務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	790-0012
株式会社 テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-0021
一般社団法人 愛媛県医師会	総務課	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-0003
株式会社 エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-0052
株式会社 あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529
株式会社 愛媛朝日テレビ	報道制作局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-0038
四国ガス 株式会社	総務部 庶務グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500	794-8611
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048	790-0014
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	790-0003
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	松山市道後 2-11-14	089-923-1287	790-0843

## (6) 愛媛県（本庁及び主な地方機関）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 (内線2335) (内線2340)	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜1丁目3-37	0894-22-4111	796-0048

(7) 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	危機管理担当部長付	松山市二番町4-7-2	089-948-6791	790-8571
今治市	防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町1	0895-24-1111	798-8601
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111	796-8501
新居浜市	市民部防災安全課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282	792-8585
西条市	市民安全部 危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部防災安全課	伊予市米湊820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部 安全・危機管理課	四国中央市下柏町750	0896-23-6611	799-0411
西予市	総務企画部 危機管理課	西予市宇和町卯之町三丁目434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	総務部総務課 危機管理室	東温市見奈良530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111	791-1201
松前町	総務課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111	795-0392
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	総務課	北宇和郡松野町松丸343	0895-45-1111	798-2192

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
鬼北町	総務課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0131	798-4110

(8) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町 750	0896-23-6611	799-0411
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町二丁目 377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 90	0892-21-2411	791-1206
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	798-4110
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012



## (9) 愛媛県警察本部

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予市松前町西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5 丁目 4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3 丁目 9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1 丁目 4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	越智郡伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2 丁目 13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8502
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町四丁目 659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2 丁目 1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

8 - 2 市内医療機関（UPZ圏内）

病院等名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
三瓶病院	三瓶町朝立 2-1-18	内科、外科、整形外科、 婦人科	47	0894-33-1200
井上医院	三瓶町朝立 1-438-70	内科、小児科、皮膚科		0894-33-0121
笹田循環器内科	三瓶町朝立 1-310-41	内科、消化器科、循環器科、 小児科		0894-33-3320
周木診療所	三瓶町周木 1-321-27	内科、小児科		0894-33-0291
二及診療所	三瓶町二及 2-684-1	内科、小児科		0894-33-3140
樋口内科蔵貫診療所	三瓶町蔵貫浦 674-1	内科		0894-34-0089
樋口内科皆江診療所	三瓶町皆江 1856-28	内科		0894-34-0090
樋口内科下泊診療所	三瓶町下泊 779-1	内科		0894-34-0161
俵津たんぼ診療所	明浜町俵津 3-228	内科		0894-65-0276
狩江診療所	明浜町狩浜 2-1321-4	内科、小児科		0894-65-0302
あじき医院	明浜町高山甲 3630	内科、小児科		0894-64-0331
市立宇和病院	宇和町卯之町一丁目 246-1	内科、外科、整形外科	144	0894-62-1121
高千穂病院	宇和町上松葉 184-2	内科	60	0894-62-5009
大塚医院	宇和町東多田 250-1	内科、皮膚科		0894-66-0155
土居内科	宇和町上松葉 145-1	内科		0894-69-1285
樋口脳神経外科	宇和町上松葉 191-1	脳神経外科		0894-62-1500
若宮診療所	宇和町下松葉 140-58	内科、呼吸器科、消化器科、 循環器科、放射線科		0894-62-0077
近藤医院	宇和町卯之町一丁目 376-2	内科、神経内科、リウマチ科、 リハビリテーション科		0894-62-2311
しばた胃腸科内科	宇和町卯之町一丁目 347-2	内科、消化器科		0894-62-6670
上甲耳鼻咽喉科	宇和町卯之町一丁目 419-1	耳鼻咽喉科		0894-62-0012
坂本内科医院	宇和町卯之町二丁目 197	内科、消化器科		0894-62-3088
二宮医院	宇和町卯之町二丁目 218	内科、消化器科		0894-62-0144

病院等名	所在地	診療科目	病床数	電話番号
矢野整形外科	宇和町卯之町三丁目 359	整形外科、リハビリテーション科		0894-62-6698
山本医院	宇和町卯之町四丁目 592	内科、外科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科		0894-62-3737
おだクリニック	宇和町卯之町五丁目 313-6	泌尿器科		0894-62-6606
かどた医院	宇和町卯之町五丁目 240-1	内科、消化器科、外科、肛門科、リハビリテーション科		0894-62-6722
山下小児科	宇和町伊賀上 1656-57	小児科		0894-62-6801
松多クリニック	宇和町稲生 476-8	心療内科		0894-62-6655

(平成25年4月1日現在)

### 8 - 3 市内老人福祉施設 (UPZ圏内)

施設名	所在地	対象人数	電話番号
特別養護老人ホーム 皆楽園	三瓶町皆江 2598-1	50	0894-20-5710
養護老人ホーム 三楽園	三瓶町蔵貫浦 5-19	50	0894-34-0631
デイサービスセンター 皆楽園	三瓶町皆江 2598-1	30	0894-20-5710
デイサービスセンター まほろば	三瓶町朝立 2-1-7	20	0894-33-2877
J Aにしうわデイサービスセンター だんだん三瓶	三瓶町垣生字前新地丙 11-1	15	0894-33-2121
短期入所生活介護事業所 皆楽園	三瓶町皆江 2598-1	10	0894-20-5710
グループホーム まほろば	三瓶町朝立 2-1-7	16	0894-33-2877
アクティブライフ三瓶	三瓶町朝立 7-84-1	18	0894-29-5260
老人保健施設 みのり園	三瓶町朝立 1-386-1	80	0894-33-1080
特別養護老人ホーム あけはま荘	明浜町狩浜 2-1177	85	0894-65-0137
デイサービス 明浜館	明浜町高山甲 688	20	0894-64-0301
明浜デイサービスセンター	明浜町狩浜 2-1177	30	0894-65-0036
短期入所生活介護事業所 あけはま荘	明浜町狩浜 2-1177	85	0894-65-0137

施設名	所在地	対象人数	電話番号
ケアハウス はまゆう	明浜町狩浜 2-1208-4	30	0894-65-0066
グループホーム 明浜館	明浜町高山甲 688	18	0894-64-0302
明浜老人福祉センター	明浜町俵津 3-283	0	0894-65-0001
宇和町特別養護老人ホーム	宇和町久枝甲 1434-1	75	0894-62-2111
福祉の里デイサービスセンター	宇和町久枝甲 1442-1	50	0894-62-4611
游の里デイサービスセンター	宇和町明間 6125	55	0894-67-0079
デイサービスセンター 蒼月	宇和町岡山 545	25	0894-66-0234
J A東宇和デイサービスセンター 稔の郷 清沢	宇和町清沢 1042	10	0894-62-3080
デイサービスセンター さくら	宇和町山田 1558	15	0894-62-8061
デイサービスセンター ねぶの花	宇和町卯之町五丁目 1-4	12	0894-62-8018
短期入所生活介護事業所 松葉寮	宇和町久枝甲 1434-1	20	0894-62-2111
あんしんの家	宇和町さくら 1-82	3	0894-69-1003
石城あんしんの家れんげ	宇和町山田 1863-1	3	0894-62-2056
多田あんしんの家	宇和町伊延東 81-1	3	0894-66-0668
ななほし中川	宇和町田苗真土 1994-1	3	0894-62-7714
ケアハウス れんげ	宇和町久枝甲 1434-1	30	0894-62-7116
グループホーム うつのみやさんの家	宇和町岩木 1027	6	0894-62-9204
グループホーム ひまわり	宇和町坂戸 336-1	18	0894-62-2106
グループホーム 蒼月	宇和町岡山 545	18	0894-66-0234
グループホーム もみの木	宇和町上松葉 165-1	18	0894-62-7720
グループホーム 蘭	宇和町河内 166-1	9	0894-66-0696
アクティブライフ宇和	宇和町卯之町五丁目 233	18	0894-62-0626
住宅型有料老人ホーム さくら	宇和町山田 1558	18	0894-62-8061

施設名	所在地	対象人数	電話番号
シルバーハウス 西予	宇和町上松葉 164-1	50	0894-69-1133
老人保健施設 うわ	宇和町上松葉 176-1	50	0894-62-9769

(平成25年1月31日現在)

#### 8 - 4 市内障害者施設 (UPZ圏内)

施設名	所在地	対象人数	電話番号
障害者支援施設 希望の森	宇和町小野田 1295	50	0894-62-5500
短期入所事業所 希望の森	宇和町小野田 1295	5	0894-62-5500
障害者支援施設 松葉学園	宇和町神領 534	47	0894-62-0471
就労継続支援B型事業所 いつとき館	宇和町神領 534	20	0894-62-0471
知的障害児(者)短期入所事業所 松葉学園	宇和町神領 534	5	0894-62-0471
身体障害者短期入所事業所 松葉寮	宇和町久枝甲 1434-1	20	0894-62-2111
宇和ひまわりの郷	宇和町永長 137	30	0894-62-3998
就労継続支援B型事業所 虹	宇和町明石 1874	20	0894-62-8020
特定非営利活動法人ハーモニーきらら	宇和町卯之町四丁目 239	10	0894-62-2949
夢の家	宇和町下松葉 307-6	5	0894-62-9288
虹色の家	宇和町下松葉 307-6	5	0894-62-9610
華	宇和町下松葉 306-1	4	0894-69-1070
悠	宇和町下松葉 306-1	5	0894-69-1060
夢の家 (なごみ)	宇和町上松葉 90-5	4	0894-62-7751
みやび	宇和町久枝甲 475-2	5	0894-89-1210
のぞみ	宇和町久枝甲 475-2	5	0894-89-1211
多機能型事業所 KOHOLA	宇和町卯之町五丁目 234	22	0894-69-1560
まつば協同作業所	宇和町卯之町四丁目 379-1	10	0894-62-4543

施設名	所在地	対象人数	電話番号
基準該当生活介護事業所 游友	宇和町明間 6125	10	0894-67-0079

(平成25年1月31日現在)

#### 8 - 5 市内保育園(所)施設(UPZ圏内)

施設名	所在地	対象人数	電話番号
二木生保育園	三瓶町二及 1-380-1	19	0894-33-0127
三瓶保育園	三瓶町朝立 1-337-1	45	0894-33-0079
ひまわり保育園	三瓶町朝立 2-55-3	48	0894-33-3066
俵津保育所	明浜町俵津 3-274	30	0894-65-0042
高山保育所	明浜町宮野浦甲 306	14	0894-64-0256
多田保育園	宇和町河内 168	42	0894-66-0303
中川保育園	宇和町田苗真土 1617	59	0894-62-2329
石城保育園	宇和町西山田 164-1	43	0894-62-9238
宇和保育園	宇和町下松葉 177-1	126	0894-62-2588
うわまち東保育園	宇和町卯之町二丁目 144	78	0894-62-4301
うわまち南保育園	宇和町卯之町三丁目 486	93	0894-62-0460
田之筋保育園	宇和町新城 983	31	0894-62-0744
下宇和保育園	宇和町皆田 1105	37	0894-62-1530
明間保育園	宇和町明間 1068	22	0894-67-0303

(平成25年1月31日現在)

8 - 6 市内幼稚園、小学校、中学校施設（UPZ圏内）

区分	施設名	所在地	対象人数	電話番号
幼稚園	三瓶幼稚園	三瓶町津布理 40	71	0894-33-0314
	卯之町幼稚園	宇和町卯之町三丁目 104	90	0894-62-2050
	溪筋幼稚園	野村町鳥鹿野 870	12	0894-75-0022
小学校	三瓶小学校	三瓶町朝立 1-337	176	0894-33-0035
	蔵貫小学校	三瓶町蔵貫浦 491	24	0894-34-0138
	二木生小学校	三瓶町二及 2-487	58	0894-33-1255
	周木小学校	三瓶町周木 6-2	16	0894-33-0169
	俵津小学校	明浜町俵津 8-316	47	0894-65-0007
	狩江小学校	明浜町狩浜 2-1350	32	0894-65-0503
	高山小学校	明浜町高山甲 3420	26	0894-64-0034
	田之浜小学校	明浜町田之浜甲 1234-1	13	0894-64-0409
	多田小学校	宇和町河内 171	58	0894-66-0202
	中川小学校	宇和町田苗真土 1614	114	0894-62-0357
	石城小学校	宇和町西山田 164-1	84	0894-62-9714
	宇和町小学校	宇和町卯之町二丁目 145	506	0894-62-0158
	田之筋小学校	宇和町新城 982	61	0894-62-0474
	皆田小学校	宇和町皆田 117	69	0894-62-0551
	明間小学校	宇和町明間 1065-1	26	0894-67-0202
	溪筋小学校	野村町鳥鹿野 870	29	0894-75-0004
中学校	三瓶中学校	三瓶町津布理 51-1	172	0894-33-0041
	明浜中学校	明浜町俵津 8-316	68	0894-65-0004
	宇和中学校	宇和町下松葉 629	449	0894-62-1265

(平成25年1月31日現在)

## 8 - 7 避難時の輸送車両一覧

○市保有バス車両台帳

番号	管理部署	乗車定員（人）	登録年度	備考
1	財政課	29	H13.12	本庁マイクロバス
2	高齢福祉課	15	H18.09	福祉バス（野村）
3	〃	15	H18.09	福祉バス（城川）
4	〃	26	H15.10	社会福祉係
5	〃	26	H21.12	生活交通路線
6	〃	24	H09.10	リフト付バス
7	健康づくり推進課	29	H18.10	温泉巡回バス
8	明浜支所総務課	29	H10.09	
9	明浜教育課	34	H15.04	スクールバス
10	〃	34	H15.04	スクールバス
11	野村支所総務課	29	H07.12	
12	つくし苑	24	H09.08	リフト付バス
13	野村教育課	26	H12.03	スクールバス
14	城川支所総務課	15	H21.05	（代替バス）
15	〃	24	H13.03	（代替バス）
16	城川教育課	24	H15.09	教育総務課管理
17	三瓶支所総務課	26	H02.10	
18	〃	26	H09.06	
19	三瓶教育課	60	H22.03	スクールバス
20	〃	60	H22.03	スクールバス
21	〃	71	H06.01	スクールバス
22	三瓶支所生活福祉課	39	H12.02	保育園送迎車
23	西予市消防署	24	H10.09	リフト付バス



## 8 - 8 広報文例

(伝達内容)

警戒広報から屋内退避、避難までの防災行政無線（同報系）等による広報・伝達内容は以下のとおりとする。

なお、広報車等による現地巡回広報は、この例文に準じるものとする。

### (1) 第1段階 Aレベル 「警戒事態」※ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

こちらは、防災西予市役所です。

本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、伊方原子力発電所で、「(発電所からの報告に基づき作成)」とする事故が発生しました。

市は、災害警戒本部を設置し、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

《 現在、発電所の敷地周辺において、放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、放射線の監視モニターにも異常は認められません。 》

《 放射線の想定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。 》

市民の皆さんが、特別な行動をとる必要はありませんが、今後の状況によっては避難指示（命令）あるいは、屋内退避を指示することがありますので、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、避難への準備を行い、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

なお、西予市内に滞在している観光客等の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(3回繰り返し)

防災西予市役所からのお知らせでした。

※《 》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

(2) 第2段階 Bレベル 「施設敷地緊急事態」※ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

こちらは、防災西予市役所です。

本日発生した、伊方原子力発電所の事故の状況についてお知らせします。

「(発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成)」

《・・・が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。》

《 発電所では外部からの電源供給が途絶えたほか、非常用発電機も使用できないなどの問題が発生したため、復旧作業に全力であたっておりますが、現時点では復旧の目途は立っておりません。 》

現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、今後の状況によっては避難指示(命令)あるいは、屋内退避を指示することがありますので、今後の情報にご注意ください。

なお、保育所、幼稚園、小・中・高等学校の児童・生徒は帰宅しますので、保護者の方は、お迎え、または自宅での受入をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。また、お仕事や観光で西予市に滞在している皆さんは、直ちに市外への退避をお願いします。

住民の皆様は、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、早めの避難への準備を行い、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(3回繰り返し)

防災西予市役所からのお知らせでした。

※《 》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

(3) 第3段階 Cレベル 「全面緊急事態」※ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

**(防災行政無線～サイレン吹鳴)**

こちらは、防災西予市役所です。

四国電力伊方発電所では、

《 「〇〇の影響により1号機から3号機すべてが自動停止し、外部電源や非常用発電機のトラブルが発生しておりますが、更に3号機に関し、原子炉の冷却機能が失われ、」 など 》

〇〇の状況であることから、「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、市民の皆さんは、直ちに自宅または最寄りの公共施設の屋内に退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて、外気を遮断してください。また、外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。

あわてずに、避難の準備を始めてください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退避してください。

今後、市民の皆さんには、事故の状況や防災上の注意事項などについて適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

(3回繰り返し)

防災西予市役所からのお知らせでした。

※《 》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

(4) 第4段階 Cレベル 「全面緊急事態」以降の「運用上の介入レベル(OIL) 事象において ※ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

### (防災行政無線～サイレン吹鳴)

こちらは、防災西予市役所です。

ただ今、四国電力伊方原子力発電所〇号機で、事故が発生しています。

現在、市内の30km圏域では屋内退避を行っていますが、一部(全部)の地域において、広域避難(一時移転)が必要な状況になった(放射性物質の数値が避難の必要な数値に達した)ため、30km圏外への避難指示(一時移転指示)を発令します。

〇〇地区、△△地区、□□地区の皆さんは、非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、避難を開始してください。

なお、避難指示があった市民の皆さんは、「避難者カード」を持参のうえ、出来るだけご近所の方を誘い自家用車や配車されたバス等を利用し、指定された一時集結所までなるべく早くお越しください。

[安定ヨウ素剤服用指示の場合]

〇〇地区、△△地区、□□地区の皆さんは、避難する際に安定ヨウ素剤を一時集結所で受け取り服用してください。服用の際には、安定ヨウ素剤の注意書きを読んでから服用してください。

〇〇地区、△△地区、□□地区以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

市民の皆さんには、この事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

(3回繰り返し)

防災西予市役所からのお知らせでした。

※《 》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。



## 8 - 10 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

### 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

### 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項 及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。（注：災害対策基本法第四条第一項 は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照）

### 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

### 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をす

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

#### 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。